

新旧対照表

<p>改正後 審査基準 令和2年4月22日作成</p>	<p>改正前 審査基準 平成30年4月25日作成</p>	<p>備考 日付を変更した。</p>																				
<table border="1"> <tr> <td>法令名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律</td> </tr> <tr> <td>根拠条項：第11条第1項</td> </tr> <tr> <td>処分の概要：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定</td> </tr> <tr> <td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td> <p>法令の定め：</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条（定義）、第3条（犯罪被害者等給付金の支給）、第4条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第7条（他の法令による給付等との関係）、第8条（損害賠償との関係）、第9条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）並びに第15条（不正利得の徴収）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第1条（法第2条第5項の政令で定める要件）、第2条（法第2条第6項の政令で定める身体上の障害の程度）、第3条（法第7条第1項の政令で定める給付等）、第4条（法第7条第1項の給付等に相当する金額）、第5条（遺族給付基礎額）、第6条（遺族給付金に係る倍数）、第7条（法第9条第2項の政令で定める期間）、第8条（法第9条第2項の療養に要した費用の額）、第9条（法第9条第2項の政令で定める法律）、第10条（法第9条第2項の政令で定める場合）、第11条（法第9条第2項の政令で定める額）、第12条（休業加算基礎額）、第13条（法第9条第4項の政令で定める額）、第14条（障害給付基礎額）、第15条（障害給付金に係る倍数）及び第16条（法第12条第1項の政令で定める額）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第1条（障害等級に該当する障害）、第2条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第3条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第4条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第5条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第15条の2（法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）及び第23条（添付書類の省略）</p> </td> </tr> <tr> <td>審査基準：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定の基準は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td>標準処理期間：1年以内</td> </tr> <tr> <td>申請先：千葉県警察本部警務部警務課</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先：千葉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 （電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td>備考：</td> </tr> </table>	法令名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	根拠条項：第11条第1項	処分の概要：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	<p>法令の定め：</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条（定義）、第3条（犯罪被害者等給付金の支給）、第4条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第7条（他の法令による給付等との関係）、第8条（損害賠償との関係）、第9条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）並びに第15条（不正利得の徴収）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第1条（法第2条第5項の政令で定める要件）、第2条（法第2条第6項の政令で定める身体上の障害の程度）、第3条（法第7条第1項の政令で定める給付等）、第4条（法第7条第1項の給付等に相当する金額）、第5条（遺族給付基礎額）、第6条（遺族給付金に係る倍数）、第7条（法第9条第2項の政令で定める期間）、第8条（法第9条第2項の療養に要した費用の額）、第9条（法第9条第2項の政令で定める法律）、第10条（法第9条第2項の政令で定める場合）、第11条（法第9条第2項の政令で定める額）、第12条（休業加算基礎額）、第13条（法第9条第4項の政令で定める額）、第14条（障害給付基礎額）、第15条（障害給付金に係る倍数）及び第16条（法第12条第1項の政令で定める額）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第1条（障害等級に該当する障害）、第2条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第3条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第4条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第5条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第15条の2（法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）及び第23条（添付書類の省略）</p>	審査基準：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定の基準は、別紙のとおり。	標準処理期間：1年以内	申請先：千葉県警察本部警務部警務課	問い合わせ先：千葉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 （電話043-201-0110）	備考：	<table border="1"> <tr> <td>法令名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律</td> </tr> <tr> <td>根拠条項：第11条第1項</td> </tr> <tr> <td>処分の概要：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定</td> </tr> <tr> <td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td> <p>法令の定め：</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条（定義）、第3条（犯罪被害者等給付金の支給）、第4条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第7条（他の法令による給付等との関係）、第8条（損害賠償との関係）、第9条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）並びに第15条（不正利得の徴収）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第1条（法第2条第5項の政令で定める要件）、第2条（法第2条第6項の政令で定める身体上の障害の程度）、第3条（法第7条第1項の政令で定める給付等）、第4条（法第7条第1項の給付等に相当する金額）、第5条（遺族給付基礎額）、第6条（遺族給付金に係る倍数）、第7条（法第9条第2項の政令で定める期間）、第8条（法第9条第2項の療養に要した費用の額）、第9条（法第9条第2項の政令で定める法律）、第10条（法第9条第2項の政令で定める場合）、第11条（法第9条第2項の政令で定める額）、第12条（休業加算基礎額）、第13条（法第9条第4項の政令で定める額）、第14条（障害給付基礎額）、第15条（障害給付金に係る倍数）及び第16条（法第12条第1項の政令で定める額）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第1条（障害等級に該当する障害）、第2条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第3条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第4条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第5条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第15条の2（法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）及び第23条（添付書類の省略）</p> </td> </tr> <tr> <td>審査基準：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定の基準は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td>標準処理期間：1年以内</td> </tr> <tr> <td>申請先：千葉県警察本部警務部警務課</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先：千葉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 （電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td>備考：</td> </tr> </table>	法令名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	根拠条項：第11条第1項	処分の概要：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	<p>法令の定め：</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条（定義）、第3条（犯罪被害者等給付金の支給）、第4条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第7条（他の法令による給付等との関係）、第8条（損害賠償との関係）、第9条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）並びに第15条（不正利得の徴収）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第1条（法第2条第5項の政令で定める要件）、第2条（法第2条第6項の政令で定める身体上の障害の程度）、第3条（法第7条第1項の政令で定める給付等）、第4条（法第7条第1項の給付等に相当する金額）、第5条（遺族給付基礎額）、第6条（遺族給付金に係る倍数）、第7条（法第9条第2項の政令で定める期間）、第8条（法第9条第2項の療養に要した費用の額）、第9条（法第9条第2項の政令で定める法律）、第10条（法第9条第2項の政令で定める場合）、第11条（法第9条第2項の政令で定める額）、第12条（休業加算基礎額）、第13条（法第9条第4項の政令で定める額）、第14条（障害給付基礎額）、第15条（障害給付金に係る倍数）及び第16条（法第12条第1項の政令で定める額）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第1条（障害等級に該当する障害）、第2条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第3条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第4条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第5条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第15条の2（法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）及び第23条（添付書類の省略）</p>	審査基準：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定の基準は、別紙のとおり。	標準処理期間：1年以内	申請先：千葉県警察本部警務部警務課	問い合わせ先：千葉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 （電話043-201-0110）	備考：	
法令名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律																						
根拠条項：第11条第1項																						
処分の概要：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
<p>法令の定め：</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条（定義）、第3条（犯罪被害者等給付金の支給）、第4条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第7条（他の法令による給付等との関係）、第8条（損害賠償との関係）、第9条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）並びに第15条（不正利得の徴収）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第1条（法第2条第5項の政令で定める要件）、第2条（法第2条第6項の政令で定める身体上の障害の程度）、第3条（法第7条第1項の政令で定める給付等）、第4条（法第7条第1項の給付等に相当する金額）、第5条（遺族給付基礎額）、第6条（遺族給付金に係る倍数）、第7条（法第9条第2項の政令で定める期間）、第8条（法第9条第2項の療養に要した費用の額）、第9条（法第9条第2項の政令で定める法律）、第10条（法第9条第2項の政令で定める場合）、第11条（法第9条第2項の政令で定める額）、第12条（休業加算基礎額）、第13条（法第9条第4項の政令で定める額）、第14条（障害給付基礎額）、第15条（障害給付金に係る倍数）及び第16条（法第12条第1項の政令で定める額）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第1条（障害等級に該当する障害）、第2条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第3条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第4条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第5条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第15条の2（法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）及び第23条（添付書類の省略）</p>																						
審査基準：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定の基準は、別紙のとおり。																						
標準処理期間：1年以内																						
申請先：千葉県警察本部警務部警務課																						
問い合わせ先：千葉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 （電話043-201-0110）																						
備考：																						
法令名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律																						
根拠条項：第11条第1項																						
処分の概要：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
<p>法令の定め：</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条（定義）、第3条（犯罪被害者等給付金の支給）、第4条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第7条（他の法令による給付等との関係）、第8条（損害賠償との関係）、第9条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）並びに第15条（不正利得の徴収）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第1条（法第2条第5項の政令で定める要件）、第2条（法第2条第6項の政令で定める身体上の障害の程度）、第3条（法第7条第1項の政令で定める給付等）、第4条（法第7条第1項の給付等に相当する金額）、第5条（遺族給付基礎額）、第6条（遺族給付金に係る倍数）、第7条（法第9条第2項の政令で定める期間）、第8条（法第9条第2項の療養に要した費用の額）、第9条（法第9条第2項の政令で定める法律）、第10条（法第9条第2項の政令で定める場合）、第11条（法第9条第2項の政令で定める額）、第12条（休業加算基礎額）、第13条（法第9条第4項の政令で定める額）、第14条（障害給付基礎額）、第15条（障害給付金に係る倍数）及び第16条（法第12条第1項の政令で定める額）</p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第1条（障害等級に該当する障害）、第2条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第3条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第4条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第5条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第15条の2（法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）及び第23条（添付書類の省略）</p>																						
審査基準：犯罪被害者等給付金の支給についての裁定の基準は、別紙のとおり。																						
標準処理期間：1年以内																						
申請先：千葉県警察本部警務部警務課																						
問い合わせ先：千葉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 （電話043-201-0110）																						
備考：																						

(係象給おに補て 第3組る6手れ
金に對害に合(れ 律和濟よ3養か
付額整災条場害ら 法昭共(和扶除
給る調「2た障め 年(等昭童は
族すの下1しる定 94法員)(児ら
遺算金以第生よが 23合務号法るか
り加付(則発に等 和和組公2当よ象
より給等規が令付 昭昭濟方5手に對
によ害付、害法給 (共地1養定整
等に障給は障係) 法法員、第扶規調
規定びるては關係 險金務)律童のの
給の規及よし又償補 保年公号法児)項
の類項の)にと亡補 (金民家8年び号1
項種1項。令)死害族 年国27及8第
1の第5く法。の災遺 生、13付3条
第付条第除のう慮る、 厚)第和給27
条給7条を他に不れ付、 号号律昭る第第
7害第9分ると、さ給。お51法(た律法
第災法第部な)て給)るな14年法金法はい災
法) 法ると付い支償い 1133合年年當て

(1) ア

及手 た給調當年との當整い
法付養た當るの相のとそこに調て
險給扶るにたそにらこ。定るし
保る童い定金、付れるる算係と
金た児て算年は給これいのにと
年金るしのものに害、さて額付こ
生年よと額ら合災し給し金給る
厚るにと金れ場該と支とる害す
、よ定こるこる當にとす災定
はに規いすとあでこ的こ當該算
て定のな當付が上る質る相當り
い規法わ相給係たす実すに、お
すおの當行に害關し定が慮付ずと
當額に等手を付災調整慮算等配給まの
に礎度法養調整該調考を付に害、次
に礎度法養調整該調考を付に害、次
付基金扶調考當の額給う災はを
調整の年童の災、と係金るよ、て額
害調こ民児と、て等關るたるめつ礎
國び當めつ付整す金なたた基礎
a
b

災を 生に又養合給る災給
い額 厚定、扶場るな該害
なの、規れ童るたと當災
が付 りのさ児な金とが該
係給 よ法止ると年こ額當
關害 に金停よとるいの、
整災 と年がにこれならは
調該 こ民給定いされれき
の當 る国支規な止わこと
と、れはのれれ停行(る
等はるわく付法わがが額え
付てす行し給當行給給の超
給いとが若る手が支支當を
るつ額付法た養給該は手額
に礎給險金扶支當又養の
金付基害保年童の、額扶付
年給整災金る児當はの童給
害調 年よは手に付児害

(2) ア

及手 た給調當年との當整い
法付養た當るの相のとそこに調て
險給扶るにたそにらこ。定るし
保る童い定金、付れるる算係と
金た児て算年は給これいのにと
年金るしのものに害、さて額付こ
生年よと額ら合災し給し金給る
厚るにと金れ場該と支とる害す
、よ定こるこる當にとす災定
はに規いすとあでこ的こ當該算
て定のな當付が上る質る相當り
い規法わ相給係たす実すに、お
すおの當行に害關し定が慮付ずと
當額に等手を付災調整慮算等配給まの
に礎度法養調整該調考を付に害、次
に礎度法養調整該調考を付に害、次
付基金扶調考當の額給う災はを
調整の年童の災、と係金るよ、て額
害調こ民児と、て等關るたるめつ礎
國び當めつ付整す金なたた基礎
a
b

災を 生に又養合給る災給
い額 厚定、扶場るな該害
なの、規れ童るたと當災
が付 りのさ児な金とが該
係給 よ法止ると年こ額當
關害 に金停よとるいの、
整災 と年がにこれならは
調該 こ民給定いされれき
の當 る国支規な止わこと
と、れはのれれ停行(る
等はるわく付法わがが額え
付てす行し給當行給給の超
給いとが若る手が支支當を
るつ額付法た養給該は手額
に礎給險金扶支當又養の
金付基害保年童の、額扶付
年給整災金る児當はの童給
害調 年よは手に付児害

(係象給おに補て 第3組る6手れ
金に對害に合(れ 律和濟よ3養か
付額整災条場害ら 法昭共(和扶除
給る調「2た障め 年(等昭童は
族すの下1しる定 94法員)(児ら
遺算金以第生よが 23合務号法るか
り加付(則発に等 和和組公2当よ象
より給等規が令付 昭昭濟方5手に對
によ害付、害法給 (共地1養定整
等に障給は障係) 法法員、第扶規調
規定びるては關係 險金務)律童のの
給の規及よし又償補 保年公号法児)項
の類項の)にと亡補 (金民家8年び号1
項種1項。令)死害族 年国27及8第
1の第5く法。の災遺 生、13付3条
第付条第除のう慮る、 厚)第和給27
条給7条を他に不れ付、 号号律昭る第第
7害第9分ると、さ給。お51法(た律法
第災法第部な)て給)るな14年法金法はい災
法) 法ると付い支償い 1133合年年當て

(1) ア

及手 た給調當年との當整い
法付養た當るの相のとそこに調て
險給扶るにたそにらこ。定るし
保る童い定金、付れるる算係と
金た児て算年は給これいのにと
年金るしのものに害、さて額付こ
生年よと額ら合災し給し金給る
厚るにと金れ場該と支とる害す
、よ定こるこる當にとす災定
はに規いすとあでこ的こ當該算
て定のな當付が上る質る相當り
い規法わ相給係たす実すに、お
すおの當行に害關し定が慮付ずと
當額に等手を付災調整慮算等配給まの
に礎度法養調整該調考を付に害、次
に礎度法養調整該調考を付に害、次
付基金扶調考當の額給う災はを
調整の年童の災、と係金るよ、て額
害調こ民児と、て等關るたるめつ礎
國び當めつ付整す金なたた基礎
a
b

災を 生に又養合給る災給
い額 厚定、扶場るな該害
なの、規れ童るたと當災
が付 りのさ児な金とが該
係給 よ法止ると年こ額當
關害 に金停よとるいの、
整災 と年がにこれならは
調該 こ民給定いされれき
の當 る国支規な止わこと
と、れはのれれ停行(る
等はるわく付法わがが額え
付てす行し給當行給給の超
給いとが若る手が支支當を
るつ額付法た養給該は手額
に礎給險金扶支當又養の
金付基害保年童の、額扶付
年給整災金る児當はの童給
害調 年よは手に付児害

(2) ア

及手 た給調當年との當整い
法付養た當るの相のとそこに調て
險給扶るにたそにらこ。定るし
保る童い定金、付れるる算係と
金た児て算年は給これいのにと
年金るしのものに害、さて額付こ
生年よと額ら合災し給し金給る
厚るにと金れ場該と支とる害す
、よ定こるこる當にとす災定
はに規いすとあでこ的こ當該算
て定のな當付が上る質る相當り
い規法わ相給係たす実すに、お
すおの當行に害關し定が慮付ずと
當額に等手を付災調整慮算等配給まの
に礎度法養調整該調考を付に害、次
に礎度法養調整該調考を付に害、次
付基金扶調考當の額給う災はを
調整の年童の災、と係金るよ、て額
害調こ民児と、て等關るたるめつ礎
國び當めつ付整す金なたた基礎
a
b

災を 生に又養合給る災給
い額 厚定、扶場るな該害
なの、規れ童るたと當災
が付 りのさ児な金とが該
係給 よ法止ると年こ額當
關害 に金停よとるいの、
整災 と年がにこれならは
調該 こ民給定いされれき
の當 る国支規な止わこと
と、れはのれれ停行(る
等はるわく付法わがが額え
付てす行し給當行給給の超
給いとが若る手が支支當を
るつ額付法た養給該は手額
に礎給險金扶支當又養の
金付基害保年童の、額扶付
年給整災金る児當はの童給
害調 年よは手に付児害

じられる調額
 減法わられた金
 ら。方行求す
 かる定みの相
 の額算のよに
 ののてに給付
 付額とし法付
 給礎金と方給
 害基礎金と金の害
 災調整時一時ア災
 該調が一、該
 当を相がは、
 を額に付付に
 る付給合給額を
)の給害場害場
 のら害災き災き
 付得災べべ整と

a
 b

場金るはは、
 べき年れ又あ
 てべかわ金が
 するほ行時等
 場合わこ式払合
 場合行、方前場
 ののでがのて
 外外式るせいれ
 以以方あ合つさ
 場合のみに給
 該場金例組金支
 場場金のな年が
 る年な(金
 げが的と(金
 掲掲付型金合時
)に給典時場一
 災合とべ差る。

行わ現に
 法定に付
 が、将来額給
 災、の害
 給、付災、
 災、の害
 給、付災、
 災、の害

災害給付に相当する金額

$$= \frac{k}{\sum_{t=1}^n \frac{1}{1+p \times t}}$$

kは、災害給付に係る調整基礎額
 nは、災害給付が行われるべき事由が生じた時からその給付が行われることがなくなる時(例えば、受給権者の死亡の時)までの期間(例えば、受給権者の平均余命)の年数(1年未満は切捨て)
 pは、災害給付が行われるべき事由が生じた時における法定利率である。

災害給付に相当する金額の算定は、この式によって行うべきものであるが、実際には、別途警察庁長官官房給与厚生課長から通知する「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数を用い、次の計算式によって行うことが便利である。

災害給付に相当する金額

$$= k \times r$$

kは、災害給付に係る調整基礎額
 rは、「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数
 この場合における年数は、上記計算式におけるnである。

じられる調額
 減法わられた金
 ら。方行求す
 かる定みの相
 の額算のよに
 ののてに給付
 付額とし法付
 給礎金と方給
 害基礎金と金の害
 災調整時一時ア災
 該調が一、該
 当を相がは、
 を額に付付に
 る付給合給額を
)の給害場害場
 のら害災き災き
 付得災べべ整と

a
 b

場金るはは、
 べき年れ又あ
 てべかわ金が
 するほ行時等
 場合わこ式払合
 場合行、方前場
 ののでがのて
 外外式るせいれ
 以以方あ合つさ
 場合のみに給
 該場金例組金支
 場場金のな年が
 る年な(金
 げが的と(金
 掲掲付型金合時
)に給典時場一
 災合とべ差る。

行わ現に
 法定に付
 が、将来額給
 災、の害
 給、付災、
 災、の害
 給、付災、
 災、の害

災害給付に相当する金額

$$= \frac{k}{\sum_{t=1}^n \frac{1}{1+0.05 \times t}}$$

kは、災害給付に係る調整基礎額
 nは、災害給付が行われるべき事由が生じた時からその給付が行われることがなくなる時(例えば、受給権者の死亡の時)までの期間(例えば、受給権者の平均余命)の年数(1年未満は切捨て)である。

災害給付に相当する金額の算定は、この式によって行うべきものであるが、実際には、「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数を用い、次の計算式によって行うことが便利である。

災害給付に相当する金額

$$= k \times r$$

kは、災害給付に係る調整基礎額
 rは、「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数
 この場合における年数は、上記計算式におけるnである。

正2号件2号法さ利と和とと、れじを。つ
 改成1に治9(正令)%定さ必ご数とらわ生率な
 を平4行明8)改(日5法と、年のこか行が利とし
 部(第施(第条が日1年た%に3みるとが由定と換
 一法律部法律4)行月来い3もて刻すこ付事法こ変
 の法一民法0率施4従て年とじ%動た給きのるめ
 法る年の、年4利、年、れがと応1変れ害べ時いた
 民す9)い9第定れ2降さ率るににでさ災るた用た

(削る。)

法定利率による単利年金現係数表

年数	係 数	年数	係 数	年数	係 数
1	0.9892	23	15.0485	46	23.231
2	1.861	24	15.5000	47	23.534
3	2.731	25	15.9444	48	23.832
4	3.564	26	16.3799	49	24.126
5	4.364	27	16.8004	50	24.416
6	5.134	28	17.2221	51	24.702
7	5.874	29	17.6299	52	24.984
8	6.589	30	18.0299	53	25.261
9	7.278	31	18.4221	54	25.535
10	7.945	32	18.8066	55	25.806
11	8.590	33	19.1833	56	26.072
12	9.215	34	19.5554	57	26.335
13	9.821	35	19.9175	58	26.595
14	10.409	36	20.2755	59	26.852
15	10.981	37	20.6255	60	27.105
16	11.536	38	20.9700	61	27.355
17	12.077	39	21.3099	62	27.602
18	12.603	40	21.6433	63	27.846
19	13.116	41	21.9700	64	28.087
20	13.616	42	22.2933	65	28.325
21	14.104	43	22.6111	66	28.560
22	14.580	44	22.9233		

由の伴よ係
理等にに価し
記式正率現除
上算改利金削
、計び定年を
たり及法利」
まよ更「単表」
に変わる数た。